

3. 騒音

(1) 騒音公害の概要

「やかましい音」、「好ましくない音」の総称を騒音といますが、それが好ましいか、好ましくないかは、それを聞く人の主観的、感覚的な判断によります。とはいえ、大多数の人に好ましくない音は現に存在しており、中でも事業活動、その他、人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる騒音で、人の健康または生活環境に被害を与えるものがあります。

騒音の内容としては、工場等を発生源とするものから、建設作業騒音、自動車騒音、深夜営業騒音、宣伝放送による騒音、近隣生活騒音など、実に幅が広いのが実情です。

平成18年度は、一般地域3ポイント、道路に面する地域1ポイントについて環境騒音測定を実施しました。また、工場など10件の騒音苦情があり、発生源に対し指導等を行いました。

最近の騒音苦情は、法の規制対象外を発生源とするものもあり、騒音公害を防止するためには発生源対策を第一に、市民生活における一人ひとりのちょっとした工夫や近所への思いやりの心を養うことが、今後より一層重要になると考えられます。

(2) 環境騒音の状況

①一般地域(道路に面する地域以外の地域)

一般地域として、市内3地点で測定を実施しました。3地点の内2地点で環境基準が未達成となりましたが、これは特殊騒音(飛行機音、犬の鳴き声、突発的な車の走行等)を含めて測定していたことが原因と思われる。

一般地域(道路に面する地域以外の地域)における環境基準の達成状況

単位：dB

測定地点	測定結果 (等価騒音レベル)	環境基準 達成状況	類型	環境基準 (6時～22時)	備考
一色公園	60.9	×	B	55以下	昼間(6時～22時)の時間帯について測定・評価
市役所防災センター	58.9	○	C	60以下	
大平クラブ	55.9	×	A	55以下	

※ A類型地域：専ら住居の用に供される地域

B類型地域：主として住居の用に供される地域

C類型地域：住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

②道路に面する地域

道路に面する地域における環境騒音については、岐阜県は平成17年度より点的評価から面的評価（下記参照）にて測定結果の評価を行っています。また、測定箇所は以前、市が2ヶ所選定し測定していましたが、内1地点を県が測定することとなったため、平成17年度からは市が1地点を測定しています。

市が測定している（国道19号落合地内下落合交差点と沖田交差点の間）地点での測定結果は、昼間・夜間ともに環境基準以下でした。

また、中津川市の2地点の面的評価結果では、対象戸数（127戸）の内、昼間・夜間ともに環境基準以下なのは50戸（39.4%）で、昼間のみ環境基準以下なのは40戸（31.5%）、昼間・夜間ともに環境基準を上回ったのは37戸（29.1%）でした。

《下記注釈》

- ◆点評価：地域を代表する地点の発生源（自動車）からの騒音測定結果を環境基準と比較して環境基準達成率を求める方法
- ◆面的評価：自動車騒音の減衰（発生源（自動車）からの距離、遮蔽物の有無、垂直距離、低騒音舗装等の道路構造等）を考慮し、沿道50mの範囲の各戸の騒音（推計値）を求め、環境基準と比較して、その達成率を求める方法

道路に面する地域における環境基準の達成状況

（単位：dB）

測定地点	測定結果（等価騒音レベル）		類型	環境基準	
	昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)		昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
国道19号落合地内下落合交差点と沖田交差点の間	70.9	69.2	C	75以下	70以下

*印：環境基準超過

注：環境基準については、「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」第3条に定める「幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例」を適用

騒音に係る環境基準

一般地域

（単位：dB）

地域類型	該当地域	時間の区分	
		昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
AA	医療施設が設置され地域などの静穏を要する地域（中津川市は該当なし）	50以下	40以下
A及びB	騒音規制法の区域の区分のうち第一種地域と第二種地域	55以下	45以下
C	騒音規制法の区域の区分のうち第三種地域と第四種地域	60以下	50以下

※ 次表に掲げる地域に該当する地域（道路に面する地域）については、その環境基準は、この表によらず次表の基準値欄に掲げる数字とする

道路に面する地域

(単位：dB)

地域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
		午前6時～午後10時	午後10時～午前6時
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		60以下	55以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		65以下	60以下

※ 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう

幹線交通を担う道路（下記参照）に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとします。

(単位：dB)

基準値	
昼間（午前6時～午後10時）	夜間（午後10時～午前6時）
70以下	65以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

<下記注釈>

「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

ア 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。）

イ 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

(3) 工場等騒音

工場等の事業活動に伴って発生する騒音を防止するため、騒音から人の健康を保護し生活環境を保全する必要のある地域が指定され、この騒音指定地域内にある特定施設を有する工場等（特定工場等）について、騒音規制法及び岐阜県公害防止条例に基づき規制を行っています。

中津川市においては、旧山口村を除いてすべての地域が規制の対象として指定されています。

なお、市内における特定工場等の数は下表のとおりです。

騒音に係る苦情（10件）の内訳は、製造事業所に起因するものが2件、建設業関係が3件、商業・サービス業関係が2件、その他道路交通騒音等が3件あり、立入検査を行うとともに防音対策等について指導を行いました。

騒音に係る特定工場等の届出状況

平成19年3月末現在

施設の種類	騒音規制法		県公害防止条例	
	法令等 特定工場等数	施設数	特定工場等数	施設数
金属加工機械	65	963	—	—
空気圧縮機等	94	861	5	16
土石用破碎機等	23	76	—	—
建設用資材製造機械	10	15	—	—
木材加工機械	121	373	—	—
抄紙機	4	15	—	—
印刷機械	5	18	—	—
合成樹脂用射出成形機	15	194	—	—
鋳造型機	0	0	—	—
研磨機	—	—	4	54
撚糸機	—	—	1	5
紙工機械	—	—	1	1
合成樹脂用粉碎機	—	—	5	32
高速切断機	—	—	8	75
走行クレーン	—	—	82	502
クリーニングタワー	—	—	30	142
冷凍機	—	—	25	159
計	337	2,515	161	986

特定工場に係る騒音基準

(単位：dB)

時間の区分 地域の区分	昼 間	朝 夕	夜 間
	午前8時～午後7時	午前6時～午前8時 午後7時～午後11時	午後11時～午前6時
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	60

- 注) 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保全を必要とする区域
 第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
 第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

(4) 建設作業騒音

建設作業は、一時的または短期的で終了するものがほとんどです。しかし、作業場所は限定されており、他所で作業するわけにはいかないため、住居の立ち並ぶ場所等では騒音問題が発生しやすくなっています。

このような騒音を防止するため、工場等騒音と同様、騒音規制法により住民の生活環境を保全する必要がある地域が指定され、この地域内で実施されるくい打ち機等を使用する作業など8種類の建設作業について規制を行っています。

平成18年度の騒音に係る特定建設作業の届出は、下表のとおり20件ありましたが、これらに伴う騒音苦情はありませんでした。

騒音に係る特定建設作業届出状況

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	2
びょう打機を使用する作業	0
さく岩機を使用する作業	0
空気圧縮機を使用する作業	4
コンクリートプラント等を設けて行う作業	1
バックホウを使用する作業	13
トラクターショベルを使用する作業	0
ブルドーザーを使用する作業	0
計	20

特定建設作業に係る騒音規制基準

区 分	基準値 (dB)	作業ができない時間	一日当たりの 作業時間	同一場所こ おける作業期間	日曜休日こ おける作業
第1号区域	85	午後7時～午前7時	10時間以内	連続6日	禁止
第2号区域	85	午後10時～午前6時	14時間以内	連続6日	禁止

注1) 第1号区域：①騒音規制法の規制区域区分が第1種、第2種及び第3種区域

②騒音規制法の規制区域区分が第4種区域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内

第2号区域：騒音規制法の第4種区域のうち、前第1号区域以外の区域

注2) 騒音レベルは特定建設作業の場所の敷地の境界線での測定値

(5) 騒音の防止対策

①自動車騒音

中央自動車道の騒音苦情に対応し、中央自動車道の東濃沿線5市で構成する「中央自動車道環境対策連絡協議会」を通じ、中日本高速道路(株)多治見保全サービスセンターへ遮音壁の設置要望等を行い、また、同社の飯田保全サービスセンターに対しても中津川市単独で遮音壁の設置要望等を行いました。平成18年度における遮音壁の設置は行われませんでした。(参考/平成17年度実績：4カ所 858m・平成16年度実績：0ヶ所)

中央自動車道に係わる遮音壁設置要望状況

所管管理事務所	設置要望箇所数	設置要望総延長
多治見管理事務所管内	1箇所	98m
飯田管理事務所管内	6箇所	1,310m
合 計	7箇所	1,408m

②特定工場等騒音及び特定建設作業騒音

工場等騒音及び特定建設作業騒音に関しては、規制基準の遵守及び防音対策等の状況について立入検査により確認、指導等を行うとともに、市環境保全条例に基づき公害防止管理者等の設置が義務付けられた工場等に対し騒音測定結果の報告を求め、その確認と指導を行いました。

また、特定工場等及び特定建設作業に関しては、「騒音規制法」及び「岐阜県公害防止条例」に基づく届出の段階で騒音防止に関する指導を行いました。

4. 振動

(1) 振動公害の概要

振動公害は騒音公害と類似した特性があり、その及ぶ範囲も一般に発生源周辺に限られ、振動と騒音とは同一の発生源から同時に発生することが多いようです。

(2) 工場等振動

騒音と同様に、工場等の事業活動に伴って発生する振動を防止するため、振動から人の健康を保護し生活環境を保全する必要のある地域が指定され、この指定地域内にある特定施設を有する工場等について、振動規制法に基づき規制を行っています。

地域指定については騒音と同様旧山口村以外の地域が規制の対象として指定されています。

なお、市内における特定工場等の数は下表のとおりです。

平成18年度は、工場等における振動に関する苦情はありませんでした。

振動に係る特定工場等の届出状況

平成19年3月末現在

施設の種類の 法令等	振動規制法	
	特定工場等数	施設数
金属加工機械	64	1,088
圧縮機等	73	480
土石用破碎機等	17	68
コンクリートブロックマシン等	6	31
木材加工機械	6	8
印刷機械	1	2
合成樹脂用射出成形機	14	221
鋳造型機	1	14
計	182	1,912

特定工場等に係る振動基準

(単位：dB)

時間の区分 地域の区分	昼間	夜間
	午前8時～午後7時	午後7時～午前8時
第1種区域	60	55
第2種区域	65	60

注) 第1種区域：騒音規制法の第1種、第2種区域

第2種区域：騒音規制法の第3種、第4種区域

(3) 建設作業振動

建設作業に伴い発生する振動については、工事の規模や建設機械の大型化などにより影響範囲が広がってきています。建設作業は一般に短期間で完了することが多いですが、騒音と異なり建物等に被害が残ることがあるため問題が生じやすくなっています。

この振動を防止するため、振動規制法により住民の生活環境を保全する必要がある地域が指定され、この地域内で実施されるくい打機等を使用する作業など4種類の建設作業について規制を行っています。

平成18年度における市内での振動にかかる特定建設作業の届出は下表のとおり8件あり、これらに伴う振動の苦情はありませんでした。

振動に係る特定建設作業届出状況

平成19年3月末現在

作業の種類	届出件数
くい打機等を使用する作業	0
鋼球を使用して破壊する作業	0
舗装版破砕機を使用する作業	2
ブレーカーを使用する作業	6
計	8

特定建設作業に係る振動規制基準

区分	振動レベル (dB)	作業ができない時間	一日当たりの 作業時間	同一場所こ おける作業期間	日曜休日に おける作業
第1号区域	75	午後7時～午前7時	10時間以内	連続6日	禁止
第2号区域	75	午後10時～午前6時	14時間以内	連続6日	禁止

注1) 第1号区域：①騒音規制法の規制区域区分が第1種、第2種及び第3種区域

②騒音規制法の規制区域区分が第4種区域のうち、学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域内

第2号区域：騒音規制法の第4種区域のうち、前第1号区域以外の区域

注2) 振動レベルは特定建設作業の場所の敷地の境界線での測定値

(4) 振動の防止対策

特定工場等の発生源に立入り、特定施設の維持管理及び防振対策等について指導を行いました。

また、特定工場等及び特定建設作業に関しては振動規制法に基づく届出の段階で振動防止に関する指導を行いました。

5. 悪臭

(1) 悪臭公害の概要

私達の身边は実に多種多様な臭いに取り囲まれており、日常生活に極めて大きなかわりがあるものの、普段は無意識でいることが多くあります。悪臭は人に不快感、嫌悪感を与えるものであり、その判断は人の感覚により直接感知されるため、主観的となり個人差が著しくなります。

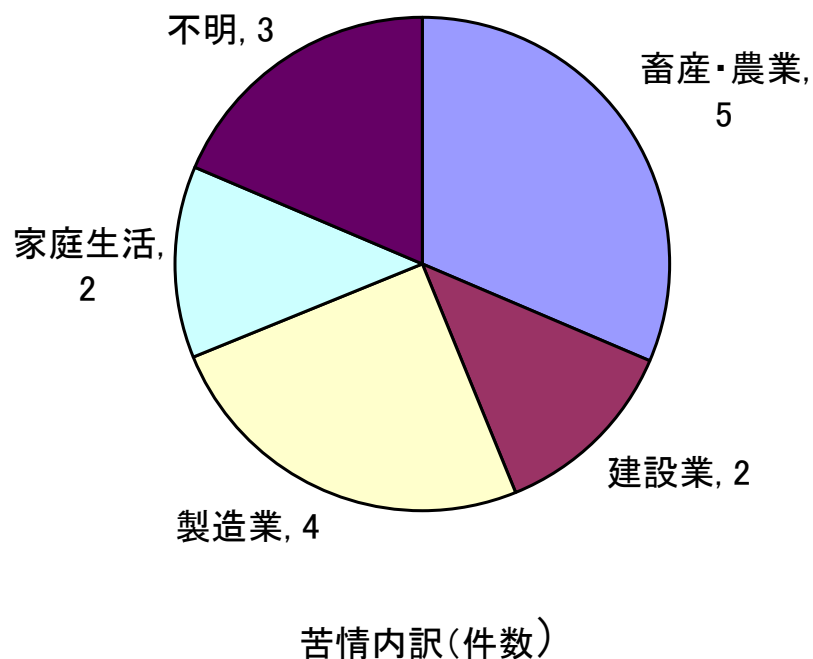
悪臭問題については、土地開発等による工場や農業と住宅の混在化などにより苦情も多くなってくると考えられます。

(2) 悪臭苦情

悪臭苦情は、畜産業に係るものが主なものとして挙げられますが、最近では発生源が実に多種多様に渡ってきているのが実情です。畜産業については、畜舎等の構造、日常の管理不足、糞尿の不適切な処理などがあげられ、畜産経営上の問題とも関連しており問題解決を遅らせています。

平成18年度の悪臭苦情は16件あり、これらの苦情に対しては、それぞれ発生源者に対し改善指導を行ないました。

悪臭苦情の発生源別グラフ



(3) 悪臭の規制

工場その他の事業場の事業活動に伴って発生する悪臭原因物を規制し、住民の生活環境を保全するため、規制地域が指定されており、中津川市は、全域がこの指定地域となっています。

悪臭は、悪臭防止法に基づき工場等から事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出について規制されており、規制物質としては次に示すとおり、アンモニア等 22 物質が定められています。

悪臭物質の規制基準

(単位：ppm)

特定悪臭物質	規制基準値	においの特徴
アンモニア	1	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	0.002	腐ったタマネギのようなにおい
硫化水素	0.02	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	0.01	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	0.009	腐ったキャベツのようなにおい
トリメチルアミン	0.005	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	0.05	刺激的な青ぐさいにおい
スチレン	0.4	都市ガスのようなにおい
プロピオン酸	0.03	刺激的な酸っぱいにおい
ノルマル酪酸	0.002	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	0.0009	むれたくつ下のにおい
イソ吉草酸	0.001	むれたくつ下のにおい
プロピオンアルデヒド	0.05	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	0.02	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソバレルアルデヒド	0.003	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソブタノール	0.9	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	3	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	1	刺激的なシンナーのようなにおい
トルエン	10	ガソリンのようなにおい
キシレン	1	ガソリンのようなにおい